

- ・今後の市政運営について
- ・県からの義務教育権限移譲について
- ・国からの権限移譲について
- ・里山暮らし促進について
- ・西区のダイオキシン問題について
- ・西神戸医療センターの機構への移管について
- ・神戸西バイパスなど要望へ

# 坊池 正

**自民党**  
www.jimin-kobe.com  
**市政報告**  
発行：自由民主党神戸市会議員団  
神戸市中央区加納町 6-5-1  
TEL 078-322-5846  
**2016/11**  
(西区版)



決算特別委員会 委員長

## 坊池 正

プロフィール	
現在	神戸市議員3期(10年) 福祉環境委員会 大都市行財政制度に関する特別委員会 委員長
西区生まれ・育ち！	
昭和25年	西区の酪農家に生まれる
昭和38年	神戸市立神出小学校卒業
昭和40年	神戸市立神出中学校卒業
昭和43年	兵庫県立三木高等学校卒業
昭和45年	消防士員 拝命
昭和57年	専任救助隊(隊長も務める)
平成19年	神戸市消防局 退職
平成19年	37年間の消防士員を経て 神戸市議員当選

## ご挨拶

時下益々ご清栄のことと心からお慶び申し上げます。  
神戸市会では9月16日から10月27日まで決算市会が開催されております。

この度の決算市会では、決算特別委員会 委員長に坊池正が選任され、平成27年度の各会計の決算及び関連議案について、65名の議員で構成された3つの分科会によって局別審査・総括質疑等を行いました。

また、9月27日に自由民主党神戸市会議員団を代表しまして、坊池正が代表質問を行いました。内容としまして、市税収入の伸び悩みといった現状の財政課題をどう認識し、久元市政4年目の予算編成はどのようなものか、また国からの権限移譲に伴い弊害となる県との二重行政を解消する取り組みについて、県からの義務教育の権限移譲、市街化調整区域での更なる規制緩和と活性化、西区でのダイオキシン類を含む廃棄物問題、西神戸医療センターの市民病院機構への移管等について、70分間の代表質問を行いました。

最後、9月20日に菅官房長官、末松国土交通副大臣、藤井国土交通大臣政務官へ平成10年の明石海峡大橋開通から未だに永井谷 JCT 以西が未整備区間である神戸西バイパス、神出バイパス、大阪湾岸道路西伸部の早期完成に向けた要望活動に行っていました。

今後も市民の安心・安全のために頑張ります。今後とも変わらずのご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 神戸市会議員 坊池 正



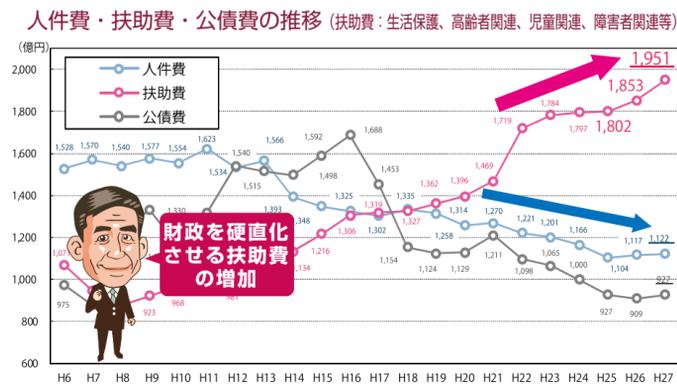
坊池 正



久元市長

プロジェクトを推進し、それによって成長の果実を市民と行政が受け取り、その財政果実をさらなる成長に投資していくというような成長サイクルにつなげていく財政運営を積極果敢に進めていくことが課題になると考える。

こういった観点により、平成29年度の予算においては、人口減少社会を克服し、神戸の魅力と活力を高める施策を積極的に展開し、新たなステージの神戸をさらなる高みに押し上げていくという決意を持って、取り組んでいきたいと考えている。



## 環境 西区でのダイオキシン問題について

◎ 坊池 正 (代表質問) 平成28年9月26日  
ダイオキシン類を含む廃棄物、無断搬入・不適切処理への再発防止策をどのように徹底させていくのか？

豊能郡環境施設組合より排出されたダイオキシン類を含む廃棄物(一般廃棄物)は先月末に神戸市内からの撤去が完了しました。事案発覚後の一週間後、業者からの地元への説明の場が設けられ、中間処理業者はダイオキシン含有について分かっていたが、最終処分業者は分かっていたいなかったとのことであった。

環境面では、調査の結果もあり、大気については安心している。しかし、埋立処分地は、水が処分地外へ浸透しないようにゴムシートをひき、水は一箇所に集められたうえ、水処理が行われているので問題ないと思うが、どこかで漏れ出ることもあるかもしれないため、地下水についても継続して調査して頂きたい。再発防止策をどのように徹底させていくのか、市長の見解を伺いたい。  
(写真：神戸市提供)



## 医療 西神戸医療センターの機構への移管について

◎ 坊池 正 (代表質問) 平成28年9月26日  
移管を機に、神戸西地域の中核病院として、小児救急をはじめとした病院機能の充実を図るべき！

来々4月の西神戸医療センターの神戸市民病院機構への移管に続き、更には先端医療センター病院の中央市民病院への統合が予定されている。病院経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民病院機構がこれから求めていくべき姿を市としてどのように描いているのか、見解を伺いたい。

また、移管を機に、神戸西地域の中核病院として、小児救急をはじめとした病院機能の充実を図るべきと考えるがどうか。

## ◎ 玉田副市長

救急医療、小児・周産期医療など高度・先端医療等の政策的医療も含め、質の高い医療を考えている。

西神戸医療センターは、中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センター3病院それぞれの特徴に応じた役割分担や連携強化を進めていく必要がある。そういった意味からも、先端医療センター病院を統合し、新たに国から財政支援を得られることにより安定的な経営基盤を確立できるという視点から、救急医療、小児・周産期医療など高度・先端医療等の政策的医療も含め、質の高い医療を神戸西地域の中核病院として安全に市民に提供する役割・使命を果たしていけると考え、現在、神戸市民病院機構への移管手続きを進めているところである。



(写真) 大都市行財政制度に関する特別委員会 坊池正 委員長

## ◎ 久元市長

一般廃棄物を産業廃棄物と解釈を変更し、処分を行った。再発防止策を徹底する！

今回の事案は、法の遵守を率先垂範すべき立場である地方公共団体が、法的な確固たる根拠もなく、一般廃棄物を産業廃棄物と解釈を変更し、本市内に持ち込み、処分を行ったものである。廃棄物処理法上において想定していない事態であった。

再発防止策としては、市内の産業廃棄物処理施設への立入検査を中心とした監視体制の強化、処分実績報告において不適切な受入のあるなし、一般廃棄物の該当あるなしチェックの強化を行う、産業廃棄物中間処理業者に対しては、ダイオキシン類等、有害産業廃棄物の受入を行う際に、排出者から分析結果等を徴取し、そのように性状に変化がないかどうか定期的に確認するよう、管理を徹底させ、市への報告することの義務付けを行うことを考えている。最終処分業者に関しても同様である。

再発防止策を徹底し、市民の安全・安心を確保して参りたい。

## 道路 神戸西バイパスなど要望へ

市民の暮らし、関西の経済成長を加速させるために必要な、神戸西バイパス、神出バイパス(175号線)、大阪湾岸道路西伸部の早期完成の要望に、総理官邸と国土交通省に行っていました。



坊池 正

総理官邸にて(平成28年9月20日)

菅官房長官、久元市長、藤井国土交通大臣政務官、平野連合自治会 飯田会長 榎谷連合自治会 増田会長・神出連合自治会 前瀬会長、梅田市会議員と



## 財政 今後の市政運営について

◎ 坊池 正 (代表質問) 平成28年9月26日  
市税収入の伸び悩みといった現状の財政課題をどう認識し、久元市政4年目の予算編成は？

平成27年度決算は5年連続で財源対策によらず実質収支の黒字を確保するが、少子・超高齢社会の進展予想される中において、事務事業の見直しなど行財政改革を今後も進めていくことが必要であるが、市税収入の伸び悩みといった現状の財政課題をどう認識し、久元市政4年目の予算編成にどのように臨んでいこうとしているのか、基本的な方針を伺いたい。

## ◎ 久元市長

中長期的に神戸の成長・発展につながるような成長プロジェクトを推進し成長サイクルにつなげたい！

平成27年度決算は、財政健全化判断比率や実質公債費比率などが改善をしています。しかしながら、単年度の財政構造をみると、財政力指数が同規模の政令市に比べ、相対的に低く、地方交付税に依存をせざるをえない状況である。

さらに、本市の特徴として、高齢者比率、生活保護率、全世帯に占める市営住宅の割合が高く、さらに道路などの都市インフラが占める割合が大きく、引き続き経常経費の見直しが必要です。

すなわち、行財政改革(既存事業の見直し、自立支援施策、市営住宅のマネジメント、県との二重行政の弊害除去)を積極的に進め、民間活力の導入による効率化やコストの低減を進めていくことが必要である。

しかしながら、経費の節減だけでは神戸市の財政課題に対応できない。やはり、中長期的に神戸の成長・発展につながるような成長

お問合せご相談は 坊池 正 ほういけ ただし  
神戸市会議員 坊池 正 まで

651-2311 神戸市西区神出町東100  
TEL 078-965-0400 FAX 078-965-0400  
E-Mail bouike@nifty.com

## 教育 県からの義務教育権限移譲について

◎ 坊池 正 (代表質問) 平成28年9月26日

県からの義務教育権限委譲による効果を最大限に生み出していくべきと考えるが。

来年4月より、義務教育にかかる教職員の定数決定等についての権限が県より神戸市に移譲されることとなる。教員の多忙化対策などにおいて、権限委譲による効果を最大限に生み出していくべきと考えるが、権限移譲にあたっての神戸市の基本的な方針を伺いたい。

### ◎ 雪村教育長

学校課題に応じたより弾力的な教職員配置が可能となるものと考えている。

この度の権限移譲は現在の教職員費の財源を再配布するものであるため、権限移譲後の総定数に変更はない見込みであるが、現在は県が決定している加配等の定数について、国制度の一定の枠組みのもと、本市が主体的に決定することができ、学校課題に応じたより弾力的な教職員配置が可能となるものと考えている。神戸市として権限移譲により効果を最大限に発揮していきたい。

### ◎ 坊池 正

教員の多忙化対策として、どのように取り組むべきと考えているか。

教員の多忙化対策として、生徒指導担当加配教員の全校配置や部活動外部指導員制度の拡充、さらには学習支援ツールのさらなる活用に積極的に取り組むべきと考えるが、見解を伺いたい。

### ◎ 雪村教育長

非常勤の補助教員を配置することで、教員の負担軽減をはかり、国に対して加配職員の増員を要望します。

権限移譲後の職員の総定数に変更はない見込みであるため、加配職員を大幅に拡充することは難しい状況であるが、中学校における生徒指導加配・不登校担当の未配当校16校のうち一部の学校には、非常勤の補助教員を配置することで、授業を持ちながら生徒指導を担当する教員の授業負担を軽減し、選任に近い形で活動できるように支援していきたいと考えている。また、国にも対しても加配職員の増員を要望していきます。

部活動外部指導員制度については、現在、週2回程度技術指導を行う「外部指導員」の配置、公式大会等、試合の生徒引率や審判を行い、週3回程度指導ができる「特別外部指導員」を、運動部に先行的に導入してきている。今後、外部指導員制度を充実させ、教員の負担軽減を図っていきたい。

学習支援ツールは、平成27年度に全中学校、平成28年度には全小学校等に拡大したところです。支援ツールを活用することで、学校現場において「難易度を変えた教材プリントを授業に取り入れることで授業改善につながった」、「プリントを作成する時間が削減でき、児童生徒に向き合い、指導を行う時間を確保できる」といった声が寄せられている。また、中学校で、支援ツールを頻繁に利用している学校では、全国学力・学習状況調査の結果などが良好な傾向のため、支援ツールの利用拡大に努めたい。

### ◎ 坊池 正

市民救命士講習会などの生命を守る教育については大変重要であると考えているが。

教員の多忙化対策が喫緊の課題である一方、市民救命士講習会などの生命を守る教育については大変重要であると考えている。一部の学校では校長の裁量で既に実施されているが、夏休み中の登校日を活用するなどの工夫により、全校に取り入れるべきと考えるがどうか。

### ◎ 雪村教育長

中学3年間に1回は市民救命士講習会を受講するように努めて参りたい。

命を守る教育の具体的な取り組みとして、火災や地震等を想定した避難訓練、危機管理室主催のシェイクアウト訓練の他、防災教育の一環として起震車体験等に取り組んでいる学校もございます。

ご指摘の市民救命士講習会については、平成27年度は、中学校84校中62校が実施し、今年度は63校が実施する予定となっています。今後、中学3年間に1回は市民救命士講習会を受講するように努めて参りたい。



## 国 国からの権限移譲について

◎ 坊池 正 (代表質問) 平成28年9月26日

日本を牽引する、これからの大都市のあるべき姿をどのように考えているのか？

国の地方分権改革による地方公共団体への事務権限の移譲が行われてきているものの、圏域における中枢都市としてさらに、日本を牽引するエンジンとなり、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠である。

旧五大都市である神戸市として、これからの大都市のあるべき姿をどのように考えているのか、見解を伺いたい。

### ◎ 久元市長

大都市が持てる能力をしっかりと発揮できるような制度への早期実現が必要！

グローバルな見地から見ても、現在は都市の時代である。特に大都市がそれぞれの国の経済、圏域を引っ張って行く時代になっており、大都市が持てる能力をしっかりと発揮できるような制度が求められている。

その足かせになっているのは、道府県と指定都市との二重行政であり、これをどのように解消、克服していくのが課題である。

すでに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行されており、大阪市はこれに基づき大阪都市構想に関する住民投票を行ったところである。この法律は二重行政を解消するために、指定都市を解消するという制度であり、神戸市にも適応される。

しかし、この制度だけでは、二重行政を解消する手段としては、バランスにかける。この制度だけでなく、指定都市が道府県から独立して二重行政を抜本的に解消する、特別市制度の創設が必要である。同時に率直に、特別自治市の早期実現はそう簡単ではない。

現在、兵庫県と十分協議し、様々な観点から二重行政の解消を行っている。例えば、海外では県のワシントン事務所と市のシアトル事務所を同居、企業の海外展開を支援する県と市の事務所を貿易センタービルの中で同居、さらに、新長田の再開発地区内には、神戸市の市税事務所と兵庫県の県税事務所を同居される取り組みを進めています。このように現行制度下においても、二重行政を解消する取り組みを積極的に進めておきたい。



## 農村 里山暮らし促進について

◎ 坊池 正 (代表質問) 平成28年9月26日

開発許可基準の緩和など、第3弾の規制緩和による移住・定住化の促進に取り組むべきと考えるが。

農村地域の活性化のためには、他の地域からの移住の促進だけでなく、地域出身の若者に定住してもらう事が重要である。今後も1人でも多くの方に神戸での里山暮らしに興味を持ってもらい、定住化に結びつくことを期待している。昨年来、第1弾・第2弾と農村地域の土地利用に関する規制緩和が行われたが、農村地域の活性化のためには、より一層の開発許可基準の緩和など、第3弾の規制緩和による移住・定住化の促進に取り組むべきと考えるが、見解を伺いたい。

### ◎ 久元市長

規制緩和を市民に周知させて頂き、その上で更なる規制緩和に取り組んでいきたい。

平成26年度に市街化調整区域における分家住宅など住居系の開発要件を緩和し、平成27年2月から運用を開始しました。平成26年度には、第2弾として、里づくり協議会が農村定住起業計画を策定し、市長の認定を受ければ、茅葺民家や古民家などの既存住宅を、地元食材を使用したレストラン・カフェ、体験民宿、アトリエなどに活用できるようにするものである。

しかし、このように規制緩和を行っておりますが、時々北区、西区の生産者の皆様、市民の皆様へ聞くと、全くご存じないという方も居られます。規制緩和による乱開発を防ぐ事もあり、市民に周知させていただき、その上で、更なる規制緩和に取り組んでいきたいと考えております。

市街化調整区域の住居系許可基準を緩和しました			
	平成27年2月改定に緩和した基準は、次の3つです。		
	① 世帯分離住宅 (旧基準名: 分家住宅)		
	② 既存集落内住宅		
	③ 使用者制限の解除 (旧基準名: 許可後相当期間経過後の用途変更)		
基準名	要件	緩和前	緩和後
① 世帯分離住宅	本家継承	1人っ子 ×	➡ 1人っ子 ○
	土地所有	市街化調整区域になる前から直系尊属が保有かつ引き続き親族または本人が保有	➡ 10年以上親族または本人が保有
② 既存集落内住宅	連たん等	5haに概ね50以上	➡ 原則35以上
	土地所有	市街化調整区域になる前から親族または本人が保有	➡ 10年以上親族または本人が保有
③ 使用者制限の解除	使用期間及び許可後期間	使用10年以上かつ許可後20年以上	➡ 使用10年以上

### ◎ 坊池 正

非農家の方はなかなかこの地で住宅を建てにくい規制があるが。(都市計画法 第29条 第2項)

調整区域内でも非農家の方がおられます。元を正せば農家の出身だが、農家の後を長男が継ぎ、次男・三男が勤めに出るとどうしても非農家扱いになることが多々ある。兄弟については何とか農地を分けて住宅を建てられるようになっているが、その次の子ども、いわゆる三世の非農家の方はなかなかこの地で住宅を建てにくい規制があり、この辺を含めて規制緩和はできないでしょうか。

### ◎ 久元市長

非農家の方が住宅を建てることについては庁内で慎重に考えたい。

非農家の方が住宅を建てることについては、調整区域内における開発許可のあり方として議論を要するため、坊池議員のご指摘も踏まえながら庁内で慎重に考えたい。

### ◎ 坊池 正

後継者や若者の家を建てる許可に、2年ほどかかる場合があるが。

農地転用の許可権限も近いうちに農林水産大臣から指定がおりてくると聞いております。現在、調整区域内に後継者や若者が家を建てる許可に、2年ほどかかる場合がある。このあたりも含めできるだけ短縮して、若者が定住できるようにお願いしたい。

### ◎ 久元市長

従来は3ヶ月から9ヶ月ほどかかっていたものを1~2ヶ月で処理することとしている。

農地転用の許可権限が一定のものについては神戸市に委譲されることになった。今回の神戸市への権限委譲によって、2週間程度農地転用の許可手続きが短縮するようにしたいと考えている。農用地利用計画の変更についても、小規模なものについては、従来は3ヶ月から9ヶ月ほどかかっていたものを1~2ヶ月で処理することとしている。手続きの迅速化も図っていきたいと考えている。

平成28年9月30日に神戸市は農林水産大臣から「指定市町村」の指定

農地転用許可に係る権限移譲等について				
農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等				
・2~4haの農地転用に係る国協議は廃止				
・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあつては、当該指定市町村)に移譲				
・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲				
見直し前		➡ 見直し後 <small>平成28年4月1日に改正農地法の施行</small>		
許可を行う者	4ha超	国	4ha超	都道府県(国協議) 神戸市指定市町村(国協議)
	.....		.....	
	4ha以下 2ha超	都道府県(国協議)	4ha以下	都道府県 神戸市指定市町村
.....				
2ha以下	都道府県			